

# 社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会 委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第35条第3項の規定に基づき本会活動の具体的方策を調査研究し、計画の立案にあたり本会活動の能率的運営と推進を図るため、委員会について、必要な事項を定める。

## (委員会)

第2条 前条の目的を達成するため、本会に次の委員会を置く。

- (1) 企画委員会
- (2) ボランティア活動推進委員会
- (3) 生活福祉推進委員会

## (委員会の業務分掌)

第3条 前条に規定する委員会において取り扱う業務は、次のとおりとする。

- (1) 企画委員会
  - ア 社会福祉協議会全般に関すること
  - イ 福祉基金に関すること
  - ウ 新聞編集に関すること
  - エ 善意銀行に関すること
  - オ 社会福祉協議会事務局（職員に関することを含む。）に関すること
- (2) ボランティア活動推進委員会
  - ボランティア活動推進に関すること
- (3) 生活福祉推進委員会
  - ア 独居老人給食サービスに関すること
  - イ 生活福祉資金貸付に関すること

## (組織)

第4条 委員会は、理事及び評議員のうちの次の者をもって組織する。

- (1) 各種福祉団体関係者
- (2) 各種福祉協力団体関係者
- (3) 関係公務員
- (4) 学識経験者
- (5) 社会福祉に関心をもつ者

2 委員の数は、次のとおりとする

- (1) 企画委員会 10人
- (2) ボランティア活動推進委員会 13人

(3) 生活福祉推進委員会 10人

- 3 本会会長は、企画委員会委員に、本会会長が指名する本会副会長は、ボランティア活動推進委員会委員に、他の本会副会長は、生活福祉推進委員会委員に就任するものとし、本会常務理事は、前項に規定する3委員会委員に就任するものとする。
- 4 委員は、会長が委嘱する。
- 5 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 6 委員長及び副委員長は、本会会長、副会長及び常務理事の職にある委員以外の当該委員会の委員の中から互選する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠による委員は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第7条 委員会の経費は、本会一般会計予算をもって充てる。

(その他)

第8条 この規則に定めのない事項については、会長が理事会及び評議員会に諮りこれを定める。

附 則

この規則は、平成17年2月22日から施行する。

附 則

社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会部会規則(昭和60年3月25日施行)を廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日一部改正)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。